

40日以上70日未満勤務した者について

日額の23日分

70日以上100日未満

〃

日額の29日分

100日以上

〃

日額の32日分

支給日：平成17年12月2日までに協定が成立した場合12月9日。

団体交渉報告

11月22日(火)原子力機構本部において、平成17年度給与改定及び12月期一時金についての団体交渉を行いました。

平成17年度給与改定については、給与改定そのものよりも、労組は、機構が旧二法人の処遇の違いを示すデータをなかなか提示しないことを不満としていましたが、最近の交渉で、機構側が、労組の納得できるような給与実態を示すデータを1月頃に出すと述べたため、マイナス改定、閣議決定べったりの改定を不満としつつ仮合意しました。

本給の平均改定率は-0.36%、配偶者扶養手当は13,000円(-500円)になります。

12月期一時金については、機構が、基準内賃金×2.56月の回答を行いました。2.56月は、政法連回答の上限値です。しかし、基準内賃金の内容などを見ても、昨年並み、あるいは人事院勧告に沿った昨年並みプラス0.05月の水準を満たしているかどうか分かりません。それらの諸数値は22日の交渉では提示されませんでした。本日(25日)の拡大窓口交渉で示されるものと思われます。

以下は、団体交渉での主なやり取りです。

【機構】10月13日の団交において回答した平成17年度給与改定について労組の理解を得て実施したいが、労組の考えを聞きたい。12月1日実施のためには本日がタイムリミットと考えている。

【労組】0.37%のマイナス改定は不満であり、当然100%納得できるものではないが、妥結もやむを得ないと思う。機構が自律性を発揮するためには機構が成果を上げる必要がある。そのために必要な環境を作ってもらいたい。給与改定の交渉の中で旧二法人において本給、平均額、人員構成などに大きな差があることが分かった。旧二法人の給与実態を示すデータを要求する。一月には提案するという新しい体系では、現状の実態が考慮されていることを要求する。平成17年度給与改定については、中央委員会における承認をもって機構と合意するので、今は、仮合意とする。

【機構】平成17年度給与改定について合意いただいた。12月期一時金について回答したい。

= = 機構は回答書を配布して読み上げる。

【機構】臨時要員についても以下のように回答したい。

支給範囲：支給日において在職する者

支給額：平成17年6月2日から12月1日までに

20日以上40日未満勤務した者について 日額の12日分

【労組】「平成17年12月期末手当における所要の調整」について説明をして貰いたい。

【機構】0.36という数字は人勧のもの。平成15年度と同じ考え方で4月から一律に調整する。

【労組】不利益遡及ではないか。「調整」としてすでに支給した分について取り返すのはけしからん。

【機構】不利益を遡及したものではない。年間における官民較差の是正であり、閣議決定を遵守したものである。

【労組】官民較差の是正は労使間のルールではない。6月一時金分についても返せと言うのはおかしい。財政上の問題だとも言うのか。理屈が立たない。給与改定ともリンクしていない。給与改定で減額しないものまで「調整」する根拠はなにか。この「調整」ではそちらのロジックとしてもおかしいのではないか。

【機構】一番良い方法として提案している。

【労組】一番良いとは思えない。納得がいかない。

【労組】一時金の支給においては、いままでの役手が職責手当になっただけか。

【機構】その通りである。

【労組】検討のためのデータは出せるのか。

【機構】日を改めて出す。

【労組】スケジュールが詰まっているのに日を改めるのか。他法人における一時金の回答は17日以前である。遅れた法人は聞いていない。早期に合意するためにもデータを早く出せ。

【労組】旧原研が行ってきた職務別傾斜加算は不公平観が大きい。改善を求める。

【機構】職責に応じて支給するものであり、公平である。

【労組】将来を含め、改善を求める。

【機構】4月2日以降に昇給・昇格した場合は「調整」の対象額としない。あくまでも4月1日の額で「調整」する。

= 以上

本日拡大窓口交渉：

諸係数データが問題です！ 昨年並みの支給基準を満たせるか？

次の交渉に注目しましょう。

< 放射線業務手当問題、他の法人にも波及！ >

理化学研究所労働組合(理研労)からの情報によれば、理化学研究所でも文科省の調査による放射線業務手当問題が発生しているそうです。理化学研究所には原子炉はありませんが、加速器や放射線発生装置などがあり、また放射性物質の取り扱いも行っていると思われま

おかしいぞ！

超過勤務時間などの丸め！ 労働組合のスト時間なども四捨五入。

10月からの東海研勤務者代表と機構の協定では職員の超過勤務時間の扱いについて、月ごとの集計値を時間単位に四捨五入(30分以上を繰り上げ、30分未満を切り捨てる)するとしています。毎日の超過勤務時間は勤務票のままですが、ひと月分の集計後四捨五入するものです。コンピュータの発達したこの時代に何の必要があってこのようなことをするのでしょうか？はなはだ疑問です。このやり方では、月々の超過勤務を時間プラス30分をわずかに超えるように調整すると、約30分分の超過勤務手当が働かずに手に入ります。こんなお手盛りはいりません。逆にぼんやり超過勤務を行って、時間プラス30分をわずかに下回れば約30分分の超過勤務手当を値切られてしまいます。これは腹が立ちます。なぜこんなことが必要なのか全く理解できません。時間のとおりに支払うのは造作もないことなのに!!

また、1日6時間以上の超過勤務を行ったとき、代休を取れますが、代休の控除時間は7.5時間です。すると、月に1回の代休取得で8時間控除されてしまい、これまでのやり方よりも30分損をしてしまいます。代休を2回取得すると損はなくなります。しかし、得をするわけではありません。平均すれば必ず、労働者側が損をします。また超過勤務のうち、深夜勤務の分の加算率などの計算などどうするのでしょうか？機構は窓口で、「厚生労働省の通達で『月ごとに超過勤務時間を丸めてよい。』としている」といっています。厚生労働省がやっていいと言っているからといって、勝手にやってよいとはいえません。

委員長・書記長の欠勤控除計算も切りあげられる！

更に、この11月の給与支払いで、わが組合中央執行委員会の委員長、書記長の欠勤控除において何の予告もなく、時間単位に四捨五入してきました。労組は厳重に抗議し、過剰に控除した分の返還を求めました。

機構側の交渉窓口は、「先の超過勤務の説明の時、説明不足だった」と言っていますが、このような大切なこと、説明不足という範囲の問題ではありません。ちなみに、旧サイクル機構では1時間に丸める方式を規程にして実施していたらしいのですが、旧原研ではそのようなことはなく、また日本原子力研究開発機構においてそのような規定の提案もまだありません。その制度を、当面旧サイクル機構の部分だけに実施するというのならともかく、旧原研の部分に勝手に実施してよいはずがありません。後述の例のように

いろいろな場合があり、うまく使えば労働者側の利益にできる側面もあります。しかし、労組は、「熱心に仕事をしている職員にそんなつまらないことを考えさせるべきではない」と言いたいのです。

機構は、委員長の30分分、書記長の15分分を返せ！ 改めない限りストライキを行うときは1分単位で実施するぞ!! そんなせこいことはしたくないが。

解説：機構の提案している欠勤時間、超過勤務時間、代休控除時間の計算法

給与計算では、超過勤務時間、代休時間、欠勤時間別に丸めて(四捨五入して)時間出します。例1は、残業を7.5時間行なって、代休をとった場合です。時間の計算上は、差し引きゼロです。例2の場合、例1の場合より7.5時間余計に働いていますが、7時間しか残業代がプラスされていません。例3では、2交代休をとっていますので、代休の「丸め」の効果が現れていません。逆に、残業時間に「丸め」の効果が現れ得になっています。

例1 損得なしの残業例

実際の労働時間	給与計算上の時間
残業 7.5 時間	8 時間 (本来なら 7.5 時間)
代休 (7.5 時間)	-8 時間 (本来なら -7.5 時間)
	差し引き 0 時間

例2 損となる残業例

残業 7.5+4+3.5 時間	15 時間
代休 (7.5 時間)	-8 時間
	差し引き 7 時間 (本来なら 7.5 時間)

例3 得になる残業例

残業 7.5+7.5+4+3.5 時間	23 時間 (本来なら 22.5 時間)
代休 (7.5 時間×2)	-15 時間
	差し引き 8 時間 (本来なら 7.5 時間)

中央委員会の開催予定

12月7日 18:30より 中央委員会の開催を予定しています。

場所： 原子力科学研究所内、詳細未定

議題は、2005年度給与改定、12月期一時金などです。

ただし、12月期一時金の交渉が順調にまとまらない場合、変更される可能性があります。